

# 新入生のみなさんへ 転入届をお忘れなく！

これから金沢市でお住まいになるみなさん、  
転入届をご提出ください。

(転入届) 住民基本台帳法第22条

転入をした者は、(省略)次に掲げる事項(※)を市町村長に届け出なければならない。

※ 氏名、住所、転入日、従前の住所、世帯主、住民票コードなど

※お引っ越しされない方は転入届不要です。

## 転入届に必要なもの

### ◆転出証明書

お住まいの市町村の窓口であらかじめ金沢市へ転出する届出(転出届)をして  
交付される転出証明書をお持ちください。

※転出届は郵送でも行うことができます。

### ◆学生証、運転免許証など

本人の確認ができる証明書等をお持ち下さい。

### ◆印鑑(本人が届出する場合は、押印を省略できます)

### ◆マイナンバーカード(カードをお持ちの方のみ)

## 住民票を金沢市に異動していただくと

- ① 石川県運転免許センターで運転免許証が取得できる。
- ② 在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」の手続きを住所地の金沢市役所窓口でおこなえる(国民年金の加入は20歳からです)。
- ③ 住所地の金沢市で国政及び地方選挙の投票ができる。

### 【二十歳のつどい(旧成人式)について】

二十歳のつどい(旧成人式)に出席する場合、市区町村によっては住民基本台帳に記録されている(住民票がその市区町村にある)ことが要件となる場合もありますので、出席を希望される市区町村にご確認ください。

**金沢市役所 市民局市民課**

**電話 076-220-2241**

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp>

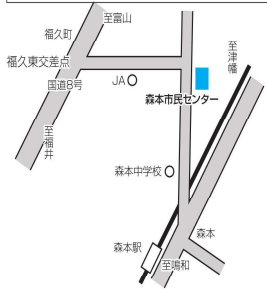
# 転入届ができる場所

下記の場所で転入届の手続きをとることができます。

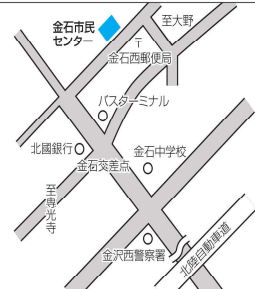
**■市民課**  
広坂1-1-1  
☎ 220-2241



**■森本市民センター**  
南森本町又33  
☎ 258-1130



**■金石市民センター**  
金石通町3-14  
☎ 267-0001



## 事務取扱時間

(月～金ただし祝日を除く)

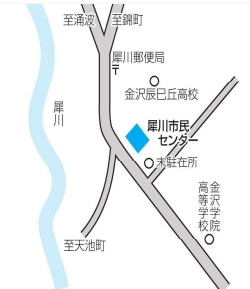
●金沢市役所

9時～17時45分

●市民センター

8時30分～17時15分

**■犀川市民センター**  
末町6-67-1  
☎ 229-0001



**■安原市民センター**  
福増町北1067  
☎ 249-2001



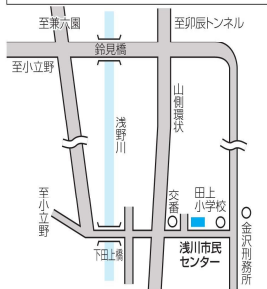
**■額市民センター**  
額谷3-1-1  
☎ 298-0045



**■押野市民センター**  
八日市2-464  
☎ 241-2559



**■浅川市民センター**  
田上の里2-3  
☎ 221-3344



**■泉野市民センター**  
泉が丘1-2-22(泉野福祉健康センター1F)  
☎ 242-8552



**■元町市民センター**  
元町1-2-12(元町福祉健康センター1F)  
☎ 252-0257



**■新神田市民センター**  
新神田4-3-10(金沢新神田合同庁舎1F)  
☎ 291-6266



**■駅西市民センター**  
西念3-4-25(金沢市保健所1F)  
☎ 234-5141



**■湊市民センター**  
湊3-5-9  
☎ 239-2211

